平成２２年（フ）第１６０５号
名古屋市瑞穂区新開町24番119号　市営南新開荘４棟206号
債務者　二村　和延
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２１号
名古屋市中村区藤江町３丁目101番地
債務者　町田　　保
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６８号
兵庫県姫路市山野井町144番地１　ベルフラワー嵐山405号
債務者　治田　規左
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０５号
兵庫県姫路市元町113番地　元町西ビル306
債務者　赤坂　請也
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０９号
兵庫県加古郡播磨町本荘４丁目３番14号
債務者　三上　美香
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４１４号
兵庫県加古郡稲美町岡1433番地
債務者　松尾多栄子（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町１番12―35号
債務者　金丸　和実
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市元町２丁目２番10号
債務者　森瀬　　晃
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５１号
北海道苫小牧市日新町４丁目２番９―102号
債務者　前田　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５７５号
仙台市太白区東郡山２丁目27番16号
債務者　小林　勝夫
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
仙台市太白区東郡山２丁目27番16号
債務者　小林智恵子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７１０号
仙台市若林区白萩町37番28号　コーポ針生Ａ―205
債務者　佐藤　京子（旧姓依田・芹澤）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
仙台市太白区長町南２丁目７番18―103号
債務者　菅原　広保
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８４６号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台３丁目７番５―214号
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６号
宮城県柴田郡村田町大字村田字杉ノ内１番地45
債務者　三浦　征子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３１号
福島県南相馬市小高区本町２丁目40番地の１ＳＴハイツ205号
債務者　南原　聖寿
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第４７０号
千葉市中央区長洲２丁目７番19号　三藤第３ビル402号
債務者　大島　浩之
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係